【お詫びと訂正】

第3回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

会議資料掲載内容の訂正について

このたび、令和７年７月１日に開催された「第３回検討部会」の会議資料中、資料６の１３ページ及び１４ページの掲載内容に誤りがあることが判明いたしました。

なお、当該資料内に誤りはございましたが、資料に基づく結論に変更はございません。

会議資料をご覧いただきました皆さまにご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

訂正内容は以下の通りですので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

13 ページ（図面）

訂正理由

図面上では、令和９年度以降に入居開始予定の新規マンション等も経過措置の対象に見える表現となっておりましたが、これらの物件については、令和９年度からの通学区域変更を前提として試算していたため、経過措置の対象外となります。

訂正内容

図面上の⑤松ケ丘、⑦沢渡（⑤、⑦いずれも令和９年度以降入居予定）を訂正

図表の下段に「※Ｒ９年度以降に入居開始の新規マンション等については、Ｒ９年度からの通学区域変更を前提としています」を追記

14 ページ（計算表）

訂正理由

経過措置の試算を行う際に、令和７年度時点で入居を開始している新規マンション等については経過措置の対象に含めるところを、令和７年入居開始の１件の物件について、経過措置の対象に含めず、令和９年度から通学区域変更するという条件で試算していたことが判明しました。（資料６　21 ページ　8の物件）

訂正内容

8の物件について、令和９年度以降の経過措置の対象として再計算し数値を訂正

訂正前後の資料については、次頁よりご確認いただけます。

訂正前

5．通学区域の見直し案②（見直し案①に経過措置を講じる場合）

横浜市

経過措置期間中は、**すべての対象地域から青木小学校に就学できるよう経過措置を講じます。**
そのため、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校を選択・就学した場合に、
青木小学校が教室数不足とならない児童数となる必要があります。

【通学区域の見直し案②】

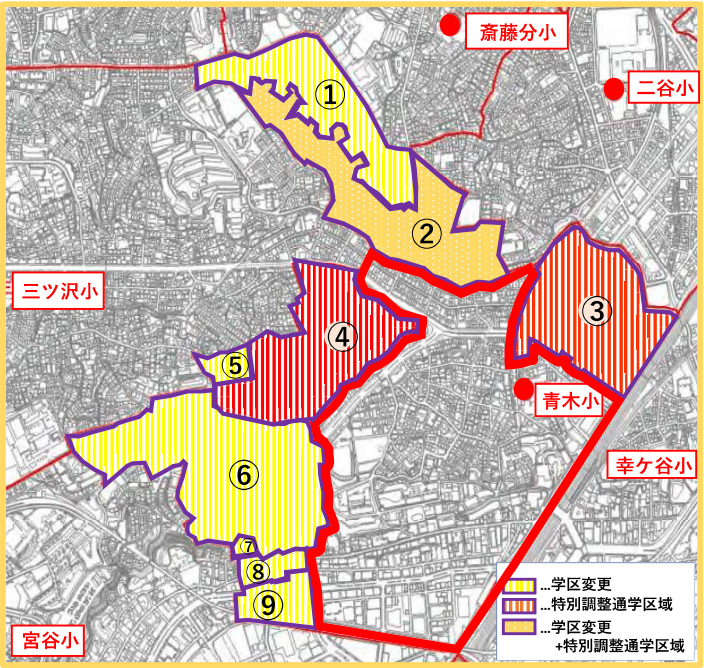

【経過措置対象の地域・指定校】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
	（対象地域）	（指定校）	（受入校）	（指定校）	（受入校）
①	栗田谷北	齋藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	齋藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	反町	二谷小	青木小	二谷小	青木小
④	松ケ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ケ丘（JR松ヶ丘寮跡地）	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡（社会福祉会館跡地）	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑧	台町の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨	鶴屋町３丁目の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	

訂正後

5．通学区域の見直し案②（見直し案①に経過措置を講じる場合）

横浜市

経過措置期間中は、**すべての対象地域から青木小学校に就学できるよう経過措置を講じます。**
そのため、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校を選択・就学した場合に、
青木小学校が教室数不足とならない児童数となる必要があります。

【通学区域の見直し案②】

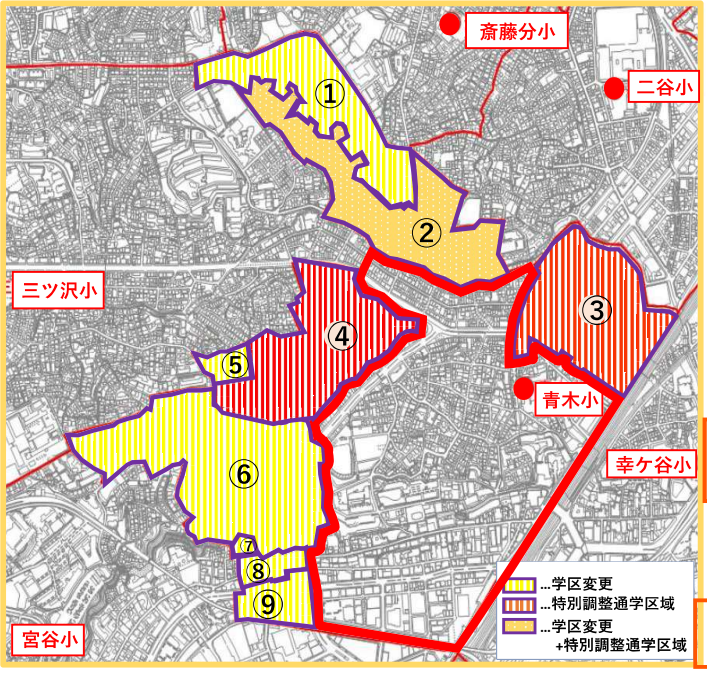

【経過措置対象の地域・指定校】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
	（対象地域）	（指定校）	（受入校）	（指定校）	（受入校）
①	栗田谷北	齋藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	齋藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	反町	二谷小	青木小	二谷小	青木小
④	松ケ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ケ丘（JR松ヶ丘寮跡地）	三ツ沢小		三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡（社会福祉会館跡地）	宮谷小		宮谷小	
⑧	台町の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨	鶴屋町３丁目の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	

※Ｒ９年度以降に入居開始の新規マンション等については、
Ｒ９年度からの通学区域変更を前提としています

訂正前

5．通学区域の見直し案②（見直し案①に経過措置を講じる場合）

横浜市

Ｒ９年度からの通学区域変更を想定し、仮に**６年間・３年間の経過措置**を設けた場合、経過措置期間中は、**対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定した場合、いずれもR10に教室不足が見込まれるため、「見直し案②」にて、経過措置を設けることは困難**です。

青木小
保有：24CR

６年間の経過措置

経過措置解除

	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	765	774	779	799	823	853	851
学級数	24	24	24	25	26	27	27	26	26

３年間の経過措置

経過措置解除

	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	765	774	779	774	773	777	776
学級数	24	24	24	25	26	26	25	24	24

※ 青木小学校及び周辺関係校の推計については、新たな開発情報や物件情報を精査し、第２回検討部会時点（令和７年３月26日）から令和７年７月１日時点に更新しています。
※ Ｒ７～R12は、Ｒ６時点の未就学児（０歳～５歳児）を基に算出した推計値、
R13～R15は、横浜市将来人口推計を基に０歳児を算出した推計値であり、次頁以降のR13～15における推計値も同様に、横浜市将来人口推計を基に０歳児を算出して、児童数の見込を算出しています。

訂正後

5．通学区域の見直し案②（見直し案①に経過措置を講じる場合）

横浜市

Ｒ９年度からの通学区域変更を想定し、仮に**６年間・３年間の経過措置**を設けた場合、経過措置期間中は、**対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定した場合、いずれもR10に教室不足が見込まれるため、「見直し案②」にて、経過措置を設けることは困難**です。

青木小
保有：24CR

６年間の経過措置

経過措置解除

	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	766	777	784	806	832	865	862
学級数	24	24	24	25	26	27	28	28	26

３年間の経過措置

経過措置解除

	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	766	777	784	779	778	782	780
学級数	24	24	24	25	26	26	26	25	24

※ 青木小学校及び周辺関係校の推計については、新たな開発情報や物件情報を精査し、第２回検討部会時点（令和７年３月26日）から令和７年７月１日時点に更新しています。
※ Ｒ７～R12は、Ｒ６時点の未就学児（０歳～５歳児）を基に算出した推計値、
R13～R15は、横浜市将来人口推計を基に０歳児を算出した推計値であり、次頁以降のR13～15における推計値も同様に、横浜市将来人口推計を基に０歳児を算出して、児童数の見込を算出しています。